

岩手県告示第155号

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定				
水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考
[略]					[略]				
陸 中 海 岸 北 部 水 域	[略]				陸 中 海 岸 北 部 水 域	[略]			
	宇部川（宇部川本流）	A	[略]	昭和52 年 3 月 22 日 適用		宇部川（宇部川本流）	AA	[略]	令和 7 年 3 月 21 日 適用
	摂待川（摂待川本流）	[略]				摂待川（摂待川本流）	[略]		昭和52 年 3 月 22 日 適用
[略]					[略]				
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。